令和3年3月12日発行

# ステップアップ 畜産!





西部農業事務所家畜保健衛生課(西部家畜保健衛生所) 〒370-0074 高崎市下小鳥町 233 TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

#### ∼記事∼

- ★定期報告書の提出について
- ★ワクチン接種農場における豚熱発生とウイルス侵入要因
- ★経産豚、候補豚への豚熱ワクチン補強接種について
- ★野生いのししにおける豚熱発生状況
- ★アフリカ豚熱発生状況ならびに中国での 違法アフリカ豚熱ワクチン使用報道
- ★外国語を母国語とする方への飼養衛牛管理基準の徹底について
- ★堆肥搬出の際はご注意ください
- ★食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン 改正について

#### ★定期報告書の提出について

令和3年の定期報告書について、提出期限が近づいておりますが、一部農場からの提出が確認できていません。未提出の農場は期限内の報告をお願いします。

【提出期限】 令和3年3月19日まで

#### ★ワクチン接種農場における豚熱発生とウイルス侵入要因

昨年12月、本年1月に山形県と三重県、和歌山県の豚熱ワクチン接種 農場において、豚熱の発生が確認されました。ワクチンを適切に接種して も十分に免疫を獲得できない豚が一定数存在することは避けられません。 こうした感受性のある豚が豚熱ウイルスに感染することを完全に防ぐこと はできないため、ウイルスの農場への侵入防止措置を一層徹底する必要が あります。豚熱発生農場の調査結果から以下のような飼養衛生管理上の不 備がウイルス侵入要因となった可能性が指摘されました。

- 1 動力噴霧器による車両消毒が行われていなかった。
- 2 敷料が屋外保管され、野生動物侵入防止対策がされていなかった。
- 3 豚舎に入る際に長靴の履き替えをしていなかった。
- 4 豚舎内への野生動物侵入防止対策がされていなかった。
- 5 豚舎間移動の際に外を歩かせていた。
- 6 消毒効果がないか消毒効果が減弱した消毒薬を使用していた。
- このことを踏まえ以下の対策の実施をお願いします。

- 野生動物侵入防止対策・人や車両の衛生対策
- 防護柵と防鳥ネットの設置
- ・車両は動力噴霧器によりタイヤの溝等に残った汚れもしっかり洗浄消毒
- ・不要品の処分、整理整頓・除草
- ② 作業着、手袋及び長靴の交換並びに交差汚染防止
- 長靴等の交換、豚舎内外の長靴等が交差しないよう、すのこ等で区分
- ③ 免疫を獲得していない豚群(離乳、肥育後期など)への対応
- 離乳、肥育に一定数含まれる陰性豚は感染リスクが高いため、侵入防止 対策の強化
- ④ 敷料の衛牛対策
- 敷料を保管する際は野生動物による汚染防止
- ・敷料保管庫には防鳥ネットの設置
- その他の施設の場合はブルーシートで厳重に覆う等の対策
- ⑤ 消毒薬の選択と交換頻度
- 用途や温度条件に合わせて消毒効果のある消毒薬を使用
- ・冬期は逆性石けんの効果が低下するため、消石灰の添加又はアルデヒド 系、塩素系への切り替え
- ⑥ 農場内作業動線及び作業手順
- 豚を移動する際には消毒済みのケージ等の利用
- 歩かせる場合は舗装された通路を清掃、消毒後に利用

## > 飼養衛生管理基準の遵守徹底



農場周囲への柵の設置





防鳥ネットの設置 畜舎周辺の整理整頓 専用の衣服・靴







車両消毒

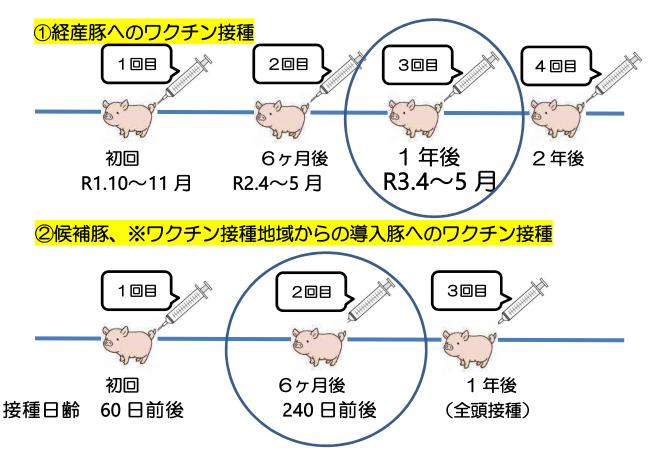
靴、手指の消毒

参照:農林水産省 HP

#### ★経産豚、候補豚への豚熱ワクチン補強接種について

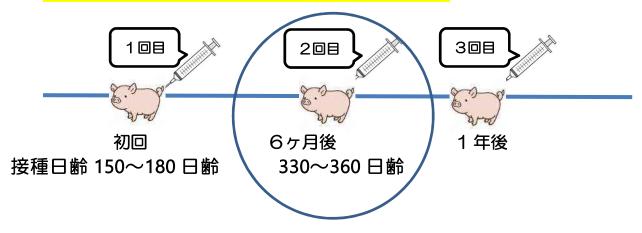
R2年4月に実施した全頭接種から1年が経過し、R3年4月から5月にかけて繁殖豚全頭への追加接種を行います。また、R2年下期の豚熱免疫付与状況調査の結果候補豚や初産の豚において抗体陰性のものが一定数確認されました。候補豚に対しては、初回接種から約半年後に補強の追加接種が必要になります。毎月の離乳豚へのワクチン接種とあわせてワクチン接種を実施しますので、接種漏れのないように記録をお願いします。

農場所有の候補豚が下記の②、③のどちらに当てはまるかご確認ください。



※導入豚は導入時に導入元農場に接種日齢を確認ののち、導入計画書を家保へ FAX をお願いします。

#### ③ワクチン未接種地域からの導入豚ワクチン接種



#### ★野生いのししにおける豚熱発生状況

県内における野生いのししの豚熱感染確 認事例は、令和元年 10 月以降通算 104 例(3/1 現在)となりました。

西部管内では9月末のいのししを最後に 陽性いのししは確認されておりませんが、 県内では前橋、桐生の養豚場密集地域での 感染が増加しています。

猟友会から例年と比較し、いのしし自体がとれなくなった、見かけなくなったとの声もあることから<u>捕獲されずに山中で死亡しているいのししも相当数いることが想定されます。</u>豚熱ウイルスも環境中で一定期間生存するため、<u>死亡いのししと接触したネズミ、野鳥等に付着したウイルスが農場内に持ち込まれることを防ぐ対策</u>が重要です。敷地内の不要物品を処分し、除草後十分な石灰散布等の消毒を実施してください。

管内市町村別検査頭数 (R2.4.1~R2.3.1)						
市町村	検査頭数	陽性頭数				
高崎市	6	0				
(吉井地区)	4	0				
(箕郷地区)	10	1				
(榛名地区)	7	0				
(倉渕地区)	22	1				
藤岡市	10	0				
安中市	65	5				
富岡市	22	2				
甘楽町	4	0				
下仁田町	8	0				
神流町	4	0				
上野村	7	1				
合計	169	10				

防護柵、防鳥ネットの点検修繕は適宜行ってください。

※死後数日が経過し、腐敗等により検査に適さないものは検査対象としておりません。



# ★アフリカ豚熱発生状況ならびに中国での違法アフリカ豚熱ワクチン使用報道

アフリカ豚熱についても近隣のアジア諸国で継続的な発生が相次いでおり、拡大の一途をたどっています。<u>万一国内の農場で発生がみられた場合、未発生の周辺農場の予防的殺処分など強い防疫措置がとられる</u>ためご自身や従業員の方々の ASF 発生国への渡航は自粛し、衛生管理区域内への肉製品の持ち込みも禁止していただくようにお願いします。

また先日中国において、ASF の違法ワクチンの使用を原因とした新たな ASF の株が見つかっているとの報道がありました。



#### ★外国語を母国語とする方への飼養衛生管理基準の徹底について

**旬養衛生管理基準** 

各農場においては、作業従事者が防疫作 業の手順を確実に実践するよう、飼養衛生 管理者の監督の下、看板、ポスター等の設 置により、飼養衛生管理基準の徹底に努め ていただいているところですが、その実施 に当たっては、外国語を母国語とする作業 従事者への情報伝達に配慮する必要があり ます。

動物検疫所の携帯品検査で輸入が認めら れなかった外国産の肉製品において、鳥イ ンフルエンザやアフリカ豚熱等の病原体の 存在が多々確認されており、外国から病原 体が持ち込まれるリスクは依然として高い 状況です。

外国語を母国語とする人への周知については農林水産 省ウェブサイトに多言語のリーフレット等を掲げていま

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\_yobo/k\_shiyou/index.html

# すので、活用してください。(QR コード・URL 参照)

### ★堆肥搬出の際はご注意ください

厳しい冬を越えて今年も春の兆しを感じられる季節となってきまし た。それと同時に、畑の準備のため堆肥を譲受もしくは購入しに来る耕 種農家の方も増えることと思います。受け渡しをした堆肥の管理は受け 渡し先に委ねられますが、その際は早めの耕運についてお話し頂き、堆 肥を起因とするトラブルに発展しないよう、注意喚起のご協力お願いい たします。

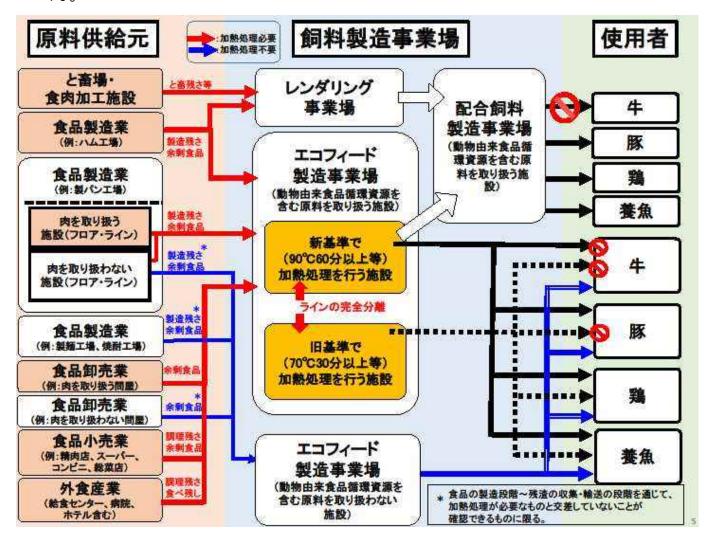
#### ★食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン改正に ついて

令和3年4月1日より、動物由来食品循環資源を含む飼料の加熱処理基準は養豚に係る製品で70度30分以上等から90度60分以上等に引き上げられます。食品循環資源については、家畜伝染病の発生源になり得ることからも、家畜飼養者の皆様におかれましても飼料購入先の状況を把握しておくことが重要です。また、動物由来の原料を含まない製造工程のものであっても、収集から輸送の段階で加熱処理が必要なものと交差していないことを確認してください。

※食品製造工場等から出る食品残さを、食品循環資源を飼料として購入または譲受する場合は、その生産工場が飼料製造業の届け出を行っている必要があります。

家畜飼料としてではなく、産業廃棄物として食品循環資源を受け取っている場合、加熱処理を行っていない可能性があります。そのような場合にあっては譲渡元に製造ラインで扱っている原材料を確認の上、加熱処理が必要な場合においては必ず加熱処理を行ってから利用してください。その他に産業廃棄物の取り扱いは産業廃棄物収集運搬業許可が必要になりますのでご注意ください。

※食品リサイクル法に基づく登録を行った場合はこの限りではありません。



## 各畜種別由来物の規制対象について

主な対象品目			給与対象家畜			
		由来動物	<sup>注1</sup> 牛など	豚	臭	養魚
	乳、乳製品	ほ乳動物	0	0	0	0
	卵、卵製品	家きん	0	0	0	0
	ゼラチン、コラーゲン	ほ乳動物(反すう動物は、牛・めん羊・山羊に 限る。)・家きん・魚介類	O <sup>±2</sup>	0	0	0
血粉、血しょうたん白 動物由来 たん白質 肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉 (チキンミール、フェザーミール、肉粉を含む)		牛・めん羊・山羊(SRM <sup>※注3</sup> を除く。牛・めん 羊・山羊と分別されない豚(いのししを含む。 以下この表において同じ。)・馬・家きんを含 む。)	×	×	x	0
		豚		0	0	0
	血粉、血しょうたん白	馬				
		家きん	×			
		豚・馬・家きん混合				
		しか	Х	×	×	×
		牛・めん羊・山羊(SRMを除く。牛・めん羊・山 羊と分別されない豚・馬・家きんを含む。)	×	×	×	0
	豚					
	馬		0			
	() 4 ) L ) L ) L ) L ) M (M C B C)	家きん	×	0	0	$ \circ $
		豚・馬・家きん混合				
		しか	×	×	×	×
	魚粉などの魚介類由来たん白質	魚介類	×	0	0	0
	動物由来たん白質を含む食品残さ(畜水産加工品の製造工程で発生した残さなど)	ほ乳動物・家きん・魚介類	×	0	0	0
注動物性油脂	特定動物性油脂 <sup>注5</sup>	ほ乳動物・家きん	0	0	0	0
	動物性油脂 (不溶性不純物 0.15%以下)	ほ乳動物(牛など(SRMを除く。)を含むもの)・ 家きん	×	0	0	0
		ほ乳動物(牛などを含まないもの)・家きん	\(\tilde{\pi}\) <sup>\(\frac{1}{2}6\)</sup>	0	0	0
	魚油 (魚介類以外のたん白質と完全分離された工 程で製造されたもの)	魚介類	0	0	0	0
	上の各欄に記載された以外の動物性油脂	ほ乳動物・家きん	×	×	×	×
そ <sup>注7</sup> の	骨灰、骨炭(一定の条件で加工処理されたもの)	-{ほ乳動物・家きん・魚介類	0	0	0	0
他	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)					

- 注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる
  - (飼料安全法の対象家畜として、めん羊、山羊及びしかを追加(政令、H15.7.1))
- 注2 「◎」は使用可能。
  - 「〇」「△」は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能
- 注3 「SRM」とは、牛の特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)及びめん羊・山羊の特定危険部位(12月齢超の脳等) のこと
- 注4 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる
- 注5 「特定動物性油脂」とは、食用脂肪のみを原料とする動物性油脂(不溶性不純物 0.02%以下)のこと
- 注6 「△」は、ほ乳期子牛育成用代用乳配合飼料への使用はできない
- 注7 「その他」に記載されたものは、動物由来たん白質及び動物性油脂の規制の対象外

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233 TEL 027-362-2261 (24 時間対応) FAX 027-362-2260

